

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成22年11月30日京都市
条例第36号）（行財政局人事部給与課）

京都市健康保険組合の解散に伴い、同組合の貸付金の弁済金及び同組合が行う保健
事業に係る負担金を退職手当から控除することのできる制度を廃止することとしま
した。

この条例は、平成22年12月1日から施行することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年11月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第36号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第19条中「, 第3号, 第6号及び第7号」を「及び第3号」に改める。

附 則

この条例は, 平成22年12月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)